

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務の廃止

提案団体

神奈川県、埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業法第 78 条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の経由事務の廃止を求める。

また、第 50 条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の経由事務の廃止を求める。

併せて、積立式宅地建物販売業法第 54 条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、県への申請書等の提出が年間約 350 件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。

都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、経由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均 100 日、都道府県知事免許の場合平均 30 日)。

これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がない情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。

以上を踏まえ、当該経由事務については、第 9 次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。

また、第 50 条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。当県においては年間 500 件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて経由事務の廃止を求める。

加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて経由事務の廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行

政全体としての事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項、第 78 条の 3、積立式宅地建物販売業法第 54 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、山口県、沖縄県

○（宅建業法）経由事務の実施に対する対価が措置されておらず、事務上の負担となっている。
○宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、申請書等の受付件数が多く、事務負担が生じている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約 1 週間の期間を要している。これらの申請書等の情報については、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第 50 条第 2 項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。大臣あての届出が多数あり、事務負担が生じているため、併せて経由事務を廃止すべきと考える。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難である。

各府省からの第 1 次回答

経由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか」について
・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応していることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。
・都道府県での形式審査に時間を要することになり、免許までに日数が多くかかっている。そのため経由事務を廃止することは、申請者にとって早期の免許取得につながる。
・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。
「都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないか」その他の「都道府県等における支障の有無」について
・都道府県は、宅地建物取引業免許事務等処理システムや法による報告・検査権により、大臣免許業者の監督のために必要な情報は得られる。
・したがって、経由事務を廃止しても、都道府県に特段の支障は生じないとする。
・むしろ、経由事務の廃止により、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などの都道府県の事務負担がなくなるという利点がある。
以上を踏まえ、宅地建物取引業法第 50 条第 2 項に規定される届出及び積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務も含め、廃止の方向で前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○建設業において經由事務が廃止された事例を踏まえつつ、經由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○事務所以外の施設の設置の届出に係る經由事務の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されている中、窓口における対面での手続の必要性は、經由事務を存続させる根拠とはならないのではないか。

各府省からの第2次回答

アンケート調査を実施した結果、經由事務を廃止することにより、遠方の地方整備局窓口まで持ち込む必要があり、これに要する移動時間がかかる、届出が郵送による場合、書類に補正が生じた際にやりとりに時間がかかる等の理由により、電子申請を可能とする環境が整わなければ、經由事務の廃止により負担が生じるとの意見が相当数みられた。当該アンケート結果等を踏まえ、電子申請を可能とする環境整備に向けた調査検討を実施する予定であり、經由事務については、当該調査検討を踏まえ、廃止する方向で検討する。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(7) 宅地建物取引業法(昭27法176)

二以上の都道府県の区域にわたる宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務(78条の3)については、廃止する。

(13) 積立式宅地建物販売業法(昭46法111)

二以上の都道府県の区域にわたる積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(54条の2)については、廃止する。